

岩手県障がい者プラン

「共に生きるいわて」の実現

第3期障がい福祉計画

(平成26年8月改訂版)

I	基本的事項	1
II	区域の設定	3
III	平成26年度の目標値	4
IV	各年度における指定障がい福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策	6
V	各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数	11
VI	指定障がい福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援に従事する者の確保及び資質の向上並びに指定障害者支援施設の指定障がい福祉サービスの質の向上のために講じる措置	11
VII	地域生活支援事業の実施に関する事項（県が実施する地域生活支援事業）	12
VIII	計画の達成状況の点検及び評価	14
IX	圏域計画	
	盛岡障がい保健福祉圏域計画	15
	岩手中部障がい保健福祉圏域計画	22
	胆江障がい保健福祉圏域計画	31
	両磐障がい保健福祉圏域計画	39
	気仙障がい保健福祉圏域計画	48
	釜石障がい保健福祉圏域計画	56
	宮古障がい保健福祉圏域計画	65
	久慈障がい保健福祉圏域計画	74
	二戸障がい保健福祉圏域計画	83

I 基本的事項

1 計画策定の根拠、趣旨・目的、位置づけ

この計画は、障害者自立支援法（以下「法」といいます。）第 89 条の規定により、市町村が定める障がい福祉計画の達成に資するため、各市町村を通じる広域的な見地から障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制について定める計画です。

また、平成 23 年 2 月に策定した「岩手県障がい者プラン」においては、本県の障がい者施策の基本的方向や施策について定めていますが、障がい福祉計画はこれらの施策を実行するためのサービス提供体制の整備・確保等について定めるものです。

2 計画の期間

計画期間は、平成 24 年度から 26 年度までの 3 年間とします。

3 基本的理念等

(1) 基本的理念

ア 障がい者等の自己決定と自己選択の尊重

障がいの有無によって分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障がい者又は障がい児（以下「障がい者等」といいます。）が必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けながら自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制の整備を進めます。

イ 地域間格差の解消等

市町村に対する支援やサービス基盤の計画的な整備を推進することにより、サービスの地域間格差や障がい種別による格差の解消を図ります。

また、発達障がい者や高次脳機能障がい者についても法に基づく給付の対象となるものであり、その周知を図ります。

ウ 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域におけるサービス拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービス（法律や制度に基づかない形で提供されるサービスをいいます。）の提供等、地域の社会資源を最大限活用し、サービス提供体制の整備を進めます。

エ 被災地域におけるサービス提供体制の復旧・復興と障がい者等への支援

被災地の障がい者等が、被災前と同等以上の障がい福祉サービスを利用できるよう、被災した施設等の早期復旧を含むサービス提供体制の充実を図るとともに、被

災した障がい者等のサービス利用を支援します。

(2) 障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方

障がい福祉サービスの提供体制の確保に当たっては、(1)の基本理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して、数値目標を設定し、計画的な整備を行います。

ア 県内どこでも必要な訪問系サービスを保障

訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援をいいます。以下同じ。）の充実を図り、県内どこでも必要な訪問系サービスを保障します。

イ 希望する障がい者等に日中活動系サービスを保障

希望する障がい者等に日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所及び地域活動支援センターで提供されるサービスをいいます。）を保障します。

ウ グループホーム等の充実を図り、入所等から地域生活への移行を推進

地域における居住の場としてのグループホーム（共同生活援助を行う住居をいいます。）及びケアホーム（共同生活介護を行う住居をいいます。）の充実を図るとともに、自立訓練事業等の推進により、入所等（福祉施設への入所又は病院への入院をいいます。）から地域生活への移行を進めます。

エ 福祉施設から一般就労への移行等を推進

就労移行支援事業所等の充実により、障がい者の福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の場を拡大します。

(3) 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

ア 基幹相談支援センター設置の促進

障がい者等が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障がい福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支える相談支援体制の構築が不可欠です。このため、相談支援の担い手である相談支援専門員を確保するよう努めるとともに、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの市町村への設置を促進します。

イ 自立支援協議会を中核とする関係機関の連携の推進

障がい者等への支援体制の整備を図るため、関係機関、関係団体及び障がい者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関

係機関等」といいます。)により構成される自立支援協議会において、地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議していきます。

(4) 被災地の障がい福祉サービスの早期復旧・復興に関する基本的な考え方

ア 被災した施設・設備の復旧への支援

国庫補助事業や障害者自立支援対策臨時特例基金の活用などにより、被災した施設・設備の速やかな復旧を図るとともに、新たなニーズに対応するサービス提供体制の整備を支援します。

イ 復興期における障がい福祉サービスの安定した運営に向けた支援

被災地の障がい福祉施設やサービス事業所の人的体制の復旧を図るため、障がい福祉サービスに従事する人材の確保・養成を支援します。

また、圏域ごとに障がい福祉サービス復興拠点を設置し、障がい福祉サービス事業所の安定した運営や、就労支援事業所の業務受注・流通経路確保等を支援します。

ウ 被災した障がい者等への支援

被災地の障がい者等の現状を把握して必要なサービス利用を支援するとともに、こころのケアにも取り組みます。

II 区域の設定

次に掲げる現行の9障がい保健福祉圏域を区域とし、圏域ごとの障がい福祉計画を策定します。

圏域名	市町村
盛岡障がい保健福祉圏域	盛岡市、八幡平市、雫石町、葛巻町、岩手町、滝沢村 (平成26年1月1日から滝沢市)、紫波町、矢巾町
岩手中部 //	花巻市、北上市、遠野市、西和賀町
胆江 //	奥州市、金ヶ崎町
両磐 //	一関市、平泉町
気仙 //	大船渡市、陸前高田市、住田町
釜石 //	釜石市、大槌町
宮古 //	宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村
久慈 //	久慈市、普代村、野田村、洋野町
二戸 //	二戸市、軽米町、九戸村、一戸町

Ⅲ 平成 26 年度の目標値

1 施設入所者の地域生活への移行

項 目	数 値	備 考
平成 18 年 7 月 1 日現在の施設入所者数	人 2,876	第 1 期障がい福祉計画策定時点における施設入所者数
平成 26 年度末の施設入所者数	人 2,151	平成 26 年度末時点における施設入所者数
【目標値】削減見込み	人 729	平成 18 年 7 月 1 日時点から平成 26 年度末までの施設入所者削減数。【約 26%削減】
【目標値】地域生活移行者数	人 748	平成 18 年度から平成 26 年度までに地域移行する者の人数【約 25%の施設入所者が地域生活に移行】

2 入院中の精神障がい者の地域生活への移行

項 目	数 値	備 考
平成 20 年 6 月 30 日の調査時点の 1 年未満入院者の平均退院率(※ 1)	% 72.3	平成 20 年 6 月 30 日の調査時点における、1 年未満入院者の平均退院率
【目標値】平成 26 年度における 1 年未満入院者の平均退院率	% 79.3	【平成 20 年 6 月 30 日の調査時点から 7%増加】
平成 22 年度における長期高齢退院者数(※ 2)	人 132	平成 22 年度における退院者のうち、65 歳以上であって入院期間 5 年以上の者の数
【目標値】平成 26 年度における長期高齢退院者数	人 159	【平成 22 年度より 2 割増加】

※ 1 「平均退院率」: ある月から連続した 12 月の各月ごとに、当該ある月に入院した者のうちそれぞれ当該各月までに退院した者の総数を当該ある月に入院した者の数で除した数を算出し、その合計を 12 で除したもの

※ 2 「長期高齢退院者数」: 退院者のうち、65 歳以上であって、5 年以上入院していた者の数

3 福祉施設から一般就労への移行等

項 目	数 値	備 考
平成 17 年度の一般就労移行者数	人 36	県内に所在する福祉施設利用者のうち、平成 17 年度において福祉施設を退所し一般就労した者の数(県が平成 18 年 5 月に実施した施設調査の結果)

【目標値】平成 26 年度の一般就労移行者数	162人	県内に所在する福祉施設利用者のうち、平成 26 年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数【平成 17 年度の 4.8 倍】
平成 26 年度末の福祉施設利用者数	8,364人	平成 26 年度末時点における福祉施設利用者数
【目標値】平成 26 年度末の就労移行支援事業利用者数	382人	【福祉施設利用者の約 0.5 割が就労移行支援事業を利用】
平成 26 年度末の就労継続支援（A 型）事業の利用者数	755人	平成 26 年度末時点における就労継続支援 A 型の利用者数
平成 26 年度末の就労継続支援（B 型）事業の利用者数	3,580人	平成 26 年度末時点における就労継続支援 B 型の利用者数
平成 26 年度末の就労継続支援（A 型+B 型）事業の利用者数	4,335人	平成 26 年度末の就労継続支援 A 型利用者数と B 型利用者数の合計
【目標値】平成 26 年度末の就労継続支援（A 型）事業の利用者の割合	17.4%	【就労継続支援事業利用者のうち 17.3%が A 型を利用】
【目標値】公共職業安定所経由による福祉施設の利用者の就職件数	159人	平成 26 年度の年間一般就労移行者のうち、公共職業安定所の支援を受けて一般就労する者の数【一般就労移行者全員】
【目標値】障がい者の態様に応じた多様な委託訓練事業の受講者数	48人	平成 26 年度の年間一般就労移行者のうち、障がい者委託訓練事業の受講者数【3割が利用】
【目標値】障がい者試行雇用事業の開始者数	80人	平成 26 年度の年間一般就労移行者のうち、障がい者試行雇用事業の開始者数【5割が利用】
【目標値】職場適応援助者による支援の対象者数	80人	平成 26 年度の年間一般就労移行者のうち、職場適応援助者による支援の利用者数【5割が利用】
【目標値】障がい者就業・生活支援センター事業の支援対象者数	156人	平成 26 年度の年間一般就労移行者のうち、障がい者就業・生活支援センターの支援対象者数【一般就労移行者全員】
【目標値】障がい者就業・生活支援センターの設置か所数	か所 9	平成 26 年度における障がい者就業・生活支援センターの設置か所数【全障がい保健福祉圏域に 1 か所】

IV 各年度における指定障がい福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策

(1) 居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		24年度	25年度	26年度
	見込量	利用者数	1,342	1,475	1,627
	時間分	28,500	32,605	37,443	
事業の実施に関する考え方	居宅介護に加え、重度の障がい者が利用する重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援や、視覚障がい者が利用する同行援護について、県内どこに居住していても必要な時間帯に必要なサービスを利用できるようにします。				
見込量確保のための方策	事業者に対し広く情報提供を行うなど、介護保険事業所をはじめとする多様な事業者の参入を促進するとともに、市町村等と協力しながらサービスの基盤整備を図ります。 居宅介護従事者養成研修事業者が実施する研修や、県が実施する行動援護従事者養成研修等を通じて、サービス提供従事者の養成を行い、サービスの質・量の確保を図ります。				

(2) 生活介護

サービス見込量 (月間量)	年 度		24年度	25年度	26年度
	見込量	利用者数	3,121	3,342	3,603
	人日分	62,111	67,036	72,939	
事業の実施に関する考え方	入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動などの日中サービスを、県内どこに居住していてもできるだけ身近な地域で利用できるようにします。				
見込量確保のための方策	多機能型も含め、既存の障がい者施設や事業所、地域活動支援センター(Ⅲ型)のほか、NPOなど多様な主体の参入を促進します。 なお、見込量を確保するために、全圏域で新たに(30人定員とすると)27事業所の設置が望まれます。				

(3) 自立訓練(機能訓練)

サービス見込量 (月間量)	年 度		24年度	25年度	26年度
	見込量	利用者数	28	39	46

	込 量	人日分	5 2 3	7 4 2	8 9 2
事業の実施に関する考え方	入所施設や病院を退所・退院するなどして地域生活に移行する障がい者が、県内どこに居住していても身体機能向上のための訓練を利用できるようにします。				
見込量確保のための方策	多機能型も含め、既存の障がい者施設や事業所、地域活動支援センター(Ⅲ型)のほか、NPOなど多様な主体の参入を促進します。 なお、見込量を確保するために、全圏域で新たに(20人定員とすると)2事業所の設置が望まれます。				

(4) 自立訓練(生活訓練)

サービス見込量 (月間量)	年 度		24年度	25年度	26年度
	見 込 量	利用者数	249	277	312
		人日分	5,017	5,539	6,177
事業の実施に関する考え方	入所施設や病院を退所・退院するなどして地域生活に移行する障がい者が、県内どこに居住していても、日常生活を営むうえでの生活能力の維持・向上に向けた支援を受けることができるようにします。				
見込量確保のための方策	多機能型も含め、既存の障がい者施設や事業所、地域活動支援センター(Ⅲ型)のほか、NPOなど多様な主体の参入を促進します。 なお、見込量を確保するために、全圏域で新たに(20人定員とすると)1事業所の設置が望まれます。				

(5) 就労移行支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		24年度	25年度	26年度
	見 込 量	利用者数	247	308	370
		人日分	4,548	5,653	6,890
事業の実施に関する考え方	一般就労を希望する障がい者が、県内どこに居住していても、身近な地域で、就労に必要な知識・能力の向上や適性に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援を受けることができるようにします。				
見込量確保のための方策	多機能型も含め、既存の障がい者施設や事業所、地域活動支援センター(Ⅲ型)ほか、NPOなど多様な主体の参入を促進します。 なお、見込量を確保するために、全圏域で新たに(10人定員とすると)16事業所の設置が望まれます。				

(6) 就労継続支援 (A型)

サービス見込量 (月間量)	年 度		24年度	25年度	26年度
	見 込 量	利用者数	514	619	756
		人日分	10,530	12,532	14,960
事業の実施に 関する考え方	一般就労が困難な障がい者が、県内どこに居住していても、身近な地域で一般就労に近い形で働くことができるようにします。				
見込量確保の ための方策	多機能型も含め、既存の障がい者施設や事業所、地域活動支援センター(Ⅲ型)のほか、NPOなど多様な主体の参入を促進します。 なお、見込量を確保するために、全圏域で新たに(20人定員とすると)18事業所の設置が望まれます。				

(7) 就労継続支援 (B型)

サービス見込量 (月間量)	年 度		24年度	25年度	26年度
	見 込 量	利用者数	3,187	3,392	3,589
		人日分	60,929	64,825	68,544
事業の実施に 関する考え方	一般就労が困難な障がい者が、県内どこに居住していても、身近な地域で雇用によらない就労や生産活動を行うことができるようにします。				
見込量確保の ための方策	多機能型も含め、既存の障がい者施設や事業所、地域活動支援センター(Ⅲ型)のほか、NPOなど多様な主体の参入を促進します。 なお、見込量を確保するために、全圏域で新たに(20人定員とすると)35事業所の設置が望まれます。				

(8) 療養介護

サービス見込量 (月間量)	年 度		24年度	25年度	26年度
	見 込 量	利用者数	319	333	346
		人分	319	333	346
事業の実施に 関する考え方	医療及び常時の介護を必要とする障がい者が、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護等のサービスを受けることができるようにします。				
見込量確保の ための方策	医療機関等と連携を図り、サービスの確保に努めます。				

(9) 短期入所

サービス見込量 (月間量)	年 度		24年度	25年度	26年度
	見 込 量	利用者数	446	497	541
		人日分	3,329	3,791	4,209
事業の実施に 関する考え方	障がい者を介護する家族が病気などの事情で介護ができない場合に、県内どこに居住していても、宿泊を伴う一時的な介護サービスを気軽に安心して利用できるようにします。				
見込量確保の ための方策	入所施設の空き居室の利用や通所系事業所の新たな取組を促進します。 医療機関が実施する短期入所事業所も含め、指定短期入所事業所の確保に努めます。				

(10) 共同生活援助・共同生活介護

サービス見込量 (月間量)	年 度		24年度	25年度	26年度
	見 込 量	利用者数	1,580	1,752	1,908
		人分	1,580	1,752	1,908
事業の実施に 関する考え方	障がい者が住み慣れた地域において必要な援助・介護を受けながら自立した生活を営むことができるよう、共同生活の場を確保に努めます。				
見込量確保の ための方策	<p>既存のグループホーム・ケアホーム経営者に加え、NPO など多様なサービス主体の参入を促進します。</p> <p>空き家や公営住宅など既存の建物の活用をや、平成24年度まで延長された障害者自立支援対策臨時特例基金を活用したグループホーム・ケアホームの住居等の借り上げによる整備を促進します。</p> <p>なお、見込量を確保するために、全圏域で新たに(5人定員とすると)93事業所の設置が望まれます。</p>				

(11) 施設入所支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		24年度	25年度	26年度
	見 込 量	利用者数	2,149	2,137	2,115
		人分	2,149	2,137	2,115
事業の実施に 関する考え方	施設に入所し主に夜間において入浴、排せつ、食事の介護などの支援が必要な障がい者に対し、質の高いサービスを提供します。				

見込量確保のための方策	既存の入所施設の定員で対応し、適切な支援の確保を図ります。
-------------	-------------------------------

(12) 計画相談支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		24年度	25年度	26年度
	見 込 量	利用者数	943	2,032	3,023
		人分	943	2,032	3,023
事業の実施に関する考え方	支給決定前にサービス利用計画を作成するとともに、一定期間ごとにサービス等の利用状況の検証及び計画の見直しを行い、個々の障がい者の希望するくらしの実現に向けた相談支援を行います。				
見込量確保のための方策	サービス利用計画作成の対象者の大幅な拡大に伴い、相談支援体制を整備する必要があることから、市町村と協力しながら事業所の確保に努めるとともに、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、市町村の基幹相談支援センター設置を促進します。 また、研修の実施により相談支援従事者の養成を行います。				

(13) 地域移行支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		24年度	25年度	26年度
	見 込 量	利用者数	89	98	130
		時間分	89	98	130
事業の実施に関する考え方	障害者支援施設等の入所者又は精神科病院の入院者に対し、住居の確保や地域移行のための障がい福祉サービス事業所等への同行支援など、地域生活に移行するための相談支援を行います。				
見込量確保のための方策	市町村と協力しながら相談支援体制の拡充を図るとともに、研修の実施により相談支援従事者の養成を行います。				

(14) 地域定着支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		24年度	25年度	26年度
	見 込 量	利用者数	67	93	118
		時間分	67	93	118

事業の実施に関する考え方	家族等の支援を受けられない障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態における相談、訪問などの支援を行います。
見込量確保のための方策	市町村と協力しながら相談支援体制の拡充を図るとともに、研修の実施により相談支援従事者の養成を行います。

V 各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数

24年度	25年度	26年度
2,150	2,130	2,100

VI 指定障がい福祉サービス、指定地域相談支援及び指定計画相談支援に従事する者の確保又は資質の向上並びに指定障害者支援施設の指定障がい福祉サービスの質の向上のために講ずる措置

1 サービス提供に係る人材の養成

障がい者等に適切なサービスを提供するためには、サービス提供に係る責任者及び専門職員の養成のみならず、サービス提供に直接必要な担い手の確保を含め、指定障がい福祉サービス等に係る人材を質量ともに確保することが必要です。

このため、サービス管理責任者研修、相談支援従事者研修等の計画的な実施により、サービス提供に係る専門職員を養成するとともに、研修受講者に係る記録を管理し、経験年数に応じた研修を行いスキルアップを図ります。

また、重度訪問介護従事者研修、行動援護従事者研修、盲ろう者ガイドヘルパー養成研修等の実施により、サービスの直接の担い手である居宅介護従事者を養成するとともに、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行を踏まえ、喀痰吸引等の業務を行うことができる人材の養成に努めます。

2 指定障がい福祉サービス等の事業者に対する第三者の評価

指定障がい福祉サービスの質の向上を図るための方策として、社会福祉法に基づく第三者評価の実施が考えられることから、事業者の求めに応じて適切な第三者評価が実施できる体制を整備するとともに、事業者が第三者評価の制度を積極的に活用するよう支援します。

3 障がい者等に対する虐待の防止及び不利益な取扱いの解消

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、県障害者権利擁護センターを設置するとともに、24時間365日の相談体制を整備します。

また、市町村虐待防止センターの設置促進や、虐待の未然防止、虐待が発生した場合

の迅速かつ適切な対応、再発防止などについて定めたマニュアルの周知、市町村や事業者等を対象とした研修会の開催などを行います。

さらに、「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例」に基づき、障がい者等に対する不利益な取扱いの解消を図るため、相談窓口の設置及び相談に対する助言・調整を行うとともに、障がいに対する県民の理解促進に向けた普及啓発を行います。

VII 地域生活支援事業の実施に関する事項（県が実施する地域生活支援事業）

(1) 専門性の高い相談支援事業

事業名	24年度		25年度		26年度		実施に関する考え方
	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	
発達障害者支援センター運営事業	1	1,850	1	1,850	1	1,850	県立療育センターに設置して運営
障害者就業・生活支援センター事業	9	登録者数 2,100	9	登録者数 2,300	9	登録者数 2,500	各障がい福祉圏域に1箇所設置
高次脳機能障害支援普及事業	1	70	1	75	1	80	県内1箇所で実施
障害児等療育支援事業	1		1		1		県立療育センターで実施

(2) 広域的な相談支援事業

事業名	24年度	25年度	26年度	実施に関する考え方
都道府県相談支援体制整備事業（実アドバイザー見込み数）	13	13	13	地域生活移行支援アドバイザーを配置

(3) その他（主な事業）

ア 障がい福祉サービスに係る人材養成

事業名		24年度	25年度	26年度	実施に関する考え方
障害程度区分認定調査員研修	受講者数	150	150	150	各市町村から4～5名程度受講
市町村審査会委員研修	受講者数	50	50	50	各市町村から1名以上受講
相談支援従事者初任	修了者数	100	100	100	現任者研修実施によ

者研修					リフォロー
サービス管理責任者研修	修了者数	250	250	250	初任者、現任者に分けて実施
行動援護従事者研修	修了者数	40	40	40	行動援護従事者を対象として実施
手話通訳者・要約筆記者養成研修	修了者数 (登録者数)	30 (30)	30 (30)	30 (30)	法人・団体等に委託して実施
盲ろう者通訳・ガイドヘルパー養成事業	修了者数	40	40	40	法人・団体等に委託して実施

イ 障がい者の日常生活や社会参加の支援

事業名		24年度	25年度	26年度	実施に関する考え方
オストメイト社会適応訓練事業	受講者数 (延べ)	600	600	600	法人・団体等に委託して実施
音声機能障害者発声訓練指導者養成事業	受講者数	2	2	2	法人・団体等に委託して実施
音声機能障がい者発声訓練事業	受講者数	30	30	30	法人・団体等に委託して実施
手話通訳者設置事業	設置数	1	1	1	県立視聴覚障がい者情報センターに設置
字幕入り映像ライブラリー事業	制作数	100	100	100	県立視聴覚障がい者情報センターにおいて実施
盲ろう者通訳・ガイドヘルパー派遣事業	件数	120	120	120	法人・団体等に委託して実施
点字による即時情報ネットワーク事業	利用者数	40	40	40	法人・団体等に委託して実施
身体障がい者パソコンボランティア養成・派遣事業	養成者数 (派遣件数)	40 (100)	40 (100)	40 (100)	法人・団体等に委託して実施
点訳・音訳奉仕員養成研修事業	受講者数	20	20	20	法人・団体等に委託して実施
障がい者社会参加推進センター設置事業	設置数	1	1	1	法人・団体等に委託して実施

身体障がい者補助犬育成事業	育成数	2	2	2	法人・団体等に委託して実施
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	回 (参加者数)	3 (2,850)	3 (2,850)	3 (2,850)	法人・団体等に委託して実施
芸術・文化講座開催等事業	回 (参加者数)	1 (1,000)	1 (1,000)	1 (1,000)	法人・団体等に委託して実施
障がい者110番事業	設置数	1	1	1	法人・団体等に委託して実施

VIII 計画の達成状況の点検及び評価

各年度において、サービスの見込量のほか、障がい者の地域生活への移行や一般就労への移行等の達成状況を点検・評価し、岩手県障害者施策推進協議会及び岩手県障がい者自立支援協議会に報告して意見を求め、所要の対策を講じていきます。